

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第191号	
事故等種類	遊泳者負傷	
発生日時	平成21年7月18日 14時30分ごろ	
発生場所	三重県志摩市浜島町浜島港灯台から真方位126° 3km付近 (概位 北緯34° 16.5′ 東経136° 47.5′)	
事故等調査の経過	平成21年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第二山下丸、1.66トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 ME3-29531（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 負傷 1人（遊泳者）</p> <p>損傷 なし</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、志摩市舟ヶ浦湾奥の船だまりに向かって南進中、本船の前方約10mを航行する小型船の後方に付こうとしたとき、同小型船の航走波で、シュノーケルのみを海面に出し、潜って貝を採捕している遊泳者に気付かず、平成21年7月18日14時30分ごろ、本船の船外機が遊泳者に接触した。</p> <p>遊泳者は、本船に救助されて病院に搬送され、右手親指付け根付近及び右手二の腕切創と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	遊泳者は、以前、本事故発生場所付近で泳いでいたときに、真珠養殖業者から、船が航行する場所なので遊泳が危険であることを注意されていた。	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、舟ヶ浦を南進中、船長が、前路の遊泳者に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>遊泳者は、本事故発生場所付近は、船舶の往来があり、危険であることを知っていたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が舟ヶ浦を南進中、船長が前路の遊泳者に気付かなかったため、本船の船外機が遊泳者に接触したことにより発生したものと考えられる。	